



2022年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社北國フィナンシャルホールディングス  
代 表 者 名 取締役社長 杖村 修司  
(コード番号 7381 東証プライム)  
問 合 せ 先 総合企画部長 菊澤 智彦  
(TEL 076-263-1111)

### 役員報酬制度改定及び最長となる任期に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬制度を以下のとおり改定（以下「本改定」といいます。）し、本改定に関連する議案を2022年6月14日に開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。併せて、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の最長となる任期について、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 本改定の目的

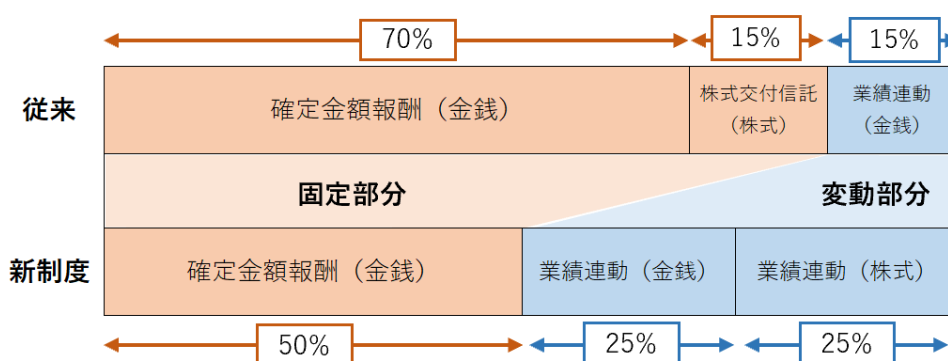
当社の現行の監査等委員でない取締役の確定金額報酬は、2021年10月1日制定の定款の附則において、2022年6月株主総会までの上限を60百万円以内としておりますが、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度を改定することといたしました。

#### 2. 本改定の概要

##### (1) 報酬の構成及び構成比率

本改定後の役員報酬制度（以下「本制度」といいます。）の対象取締役の報酬は、①確定金額報酬（固定・金銭）、②業績連動金銭報酬（変動・金銭）及び③業績連動株式報酬（変動・株式）で構成され、従来の株式会社北國銀行の役員報酬制度と比較し業績連動による変動部分の割合を高めることといたしました。なお、当社の執行役員の報酬に対しても、本制度と同様の制度を導入する予定です。

##### <本制度の報酬の構成比率のイメージ>



※上記の図は一定の職位、会社業績及び当社株式の単価を基に算出したイメージであり、職位、会社業績に応じて上記割合も変動します。

## (2) 確定金額報酬（固定・金銭）

確定金額報酬は、職責に応じた堅実な職務遂行を促すため、当社の指名報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて取締役会において決定した固定金額の金銭を対象取締役の報酬等として付与する報酬であります。

## (3) 業績連動金銭報酬（変動・金銭）

業績連動金銭報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、対象取締役に対し、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までの1事業年度とします。）中の下記(5)に定める業績の数値目標の達成割合等に応じて算定される金額の金銭を対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬であります。

したがって、業績連動金銭報酬は、業績の数値目標の達成割合等に応じて金銭を支給するものであり、本制度の導入の時点では、各対象取締役に対して当該金銭を支給するか否か及び支給する金額は確定しておりません。

## (4) 業績連動株式報酬（変動・株式）

業績連動株式報酬は、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で、一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、評価期間中の下記(5)に定める業績の数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬であります。

したがって、業績連動株式報酬は、業績の数値目標の達成割合等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

なお、業績連動株式報酬としての当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該株式の交付日の属する事業年度の経過後3か月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6か月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

## (5) 本制度における業績連動報酬の算定方法

当社は、業績連動金銭報酬として、①取締役会で決定された個人別の確定金額報酬を基準として、対象取締役の役位及び当社の業績の数値目標の達成度毎に定める下記記載の報酬の構成比率に基づいて算出した金額（以下「基準金額」といいます。）に、②役務提供期間比率を乗じた金銭を支給いたします。

また、当社は、業績連動株式報酬として、①基準金額に基づいて算出される基準交付株式数に、②役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に割り当てる株式の数を決定いたします。その上で、対象取締役に対し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株

式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。以上の各対象取締役に割り当てる株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

**【算定式】**

割り当てる株式の数＝基準交付株式数(①)×役務提供期間比率(②)

- ① 「基準交付株式数」は、基準金額を、業績連動株式報酬の割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）で除した株式数とします。
- ② 「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

**<確定金額報酬、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬の構成比率>**

**取締役社長**

ROE	構成比率			
	確定	連動(金銭)	連動(株式)	計
8%以上	45%	30%	105%	180%
7%以上 8%未満	45%	30%	75%	150%
6%以上 7%未満	45%	30%	45%	120%
5%以上 6%未満	45%	30%	25%	100%
4%以上 5%未満	45%	25%	20%	90%
3%以上 4%未満	45%	20%	15%	80%
2%以上 3%未満	45%	15%	10%	70%
1%以上 2%未満	45%	10%	5%	60%
1%未満	45%	0%	0%	45%

**取締役（社長除く）**

ROE	構成比率			
	確定	連動(金銭)	連動(株式)	計
8%以上	50%	25%	90%	165%
7%以上 8%未満	50%	25%	65%	140%
6%以上 7%未満	50%	25%	40%	115%
5%以上 6%未満	50%	25%	25%	100%
4%以上 5%未満	50%	20%	20%	90%
3%以上 4%未満	50%	15%	15%	80%
2%以上 3%未満	50%	10%	10%	70%
1%以上 2%未満	50%	5%	5%	60%
1%未満	50%	0%	0%	50%

### (参考) 執行役員

ROE	構成比率			
	確定	連動(金銭)	連動(株式)	計
8%以上	55%	30%	45%	130%
7%以上 8%未満	55%	30%	35%	120%
6%以上 7%未満	55%	30%	25%	110%
5%以上 6%未満	55%	25%	20%	100%
4%以上 5%未満	55%	20%	15%	90%
3%以上 4%未満	55%	15%	10%	80%
2%以上 3%未満	55%	10%	5%	70%
1%以上 2%未満	55%	5%	0%	60%
1%未満	55%	0%	0%	50%

なお、当社の業績連動報酬において数値目標としている ROE は、以下の計算式により修正された ROE を使用するものとします。

$$\text{ROE} = \frac{\text{(連結) 親会社株主に帰属する当期純利益}}{\text{バーゼル規制におけるコア資本の額}}$$

#### (6) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき、対象取締役に対して付与する報酬等は、①確定金額報酬の総額は年額 150 百万円以内、②業績連動金銭報酬の総額は年額 70 百万円以内、並びに③業績連動株式報酬として対象取締役に対して交付する当社株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額は、それぞれ、年 80,000 株以内及び年額 250 百万円以内といたします。

#### (7) 業績連動報酬を受ける権利の喪失及びクローバック

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬を受ける権利を喪失することといたします。

また、対象取締役は、指名報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正又は重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した事業年度及びその前の 3 事業年度において受け取った業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬の全部又は一部を返還するものとします。

#### (8) 株式の併合・分割等による調整

業績連動株式報酬としての株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて業績連動株式報酬の算定に係る株式数を調整します。

### 3. 株主総会への付議

本制度は、対象取締役に対し、金銭及び当社普通株式を割り当てるための金銭報酬債権を報酬等として支給するものであるため、本改定は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき

株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の現行の対象取締役の確定金額報酬は、2021年10月1日制定の定款の附則において、2022年6月株主総会までの上限を60百万円以内としておりますが、対象取締役について、①確定金額報酬の総額は年額150百万円以内、②業績連動金銭報酬の総額は年額70百万円以内、並びに③業績連動株式報酬として対象取締役に対して交付する当社株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額は、それぞれ、年80,000株以内及び年額250百万円以内と設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 4. 役員の任期について

ガバナンス体制を強化し、取締役会の活性化や後継者育成を図るため、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の任期および最長となる任期について以下のとおりといたしました。

監査等委員でない取締役 （社長）	任期1年 但し、10年を超えて任期満了時は取締役候補者として選任しない
監査等委員でない取締役 （社長除く）	任期1年 但し、65歳を超えて任期満了時は取締役候補者として選任しない

以上

《本件に関するお問合せ先》  
総合企画部企画グループ 浜野、堀  
(TEL076-223-9703)